

学校法人立教学院 教職員の皆様へ

# 教職員賠償責任保険のご案内

(専門的業務賠償責任保険普通保険約款+教職員特約条項  
+初期対応・訴訟対応費用担保特約条項(教職員特約条項用))

保険期間 : 2025年4月1日午後4時～2026年4月1日午後4時

加入申込締切日 : 2025年3月14日(金) \*1

保険料振込期日 : 2025年3月21日(金)

加入手続き方法 : P.6にご案内のGoogleフォームよりお申込みください。

\*1 締切日以降のご加入をご希望の方は立教ほけんプラザまでお問い合わせください。

いじめや校内暴力、授業中の事故等について、教職員がその職務の遂行について損害賠償請求等を受けるケースがあります。万一皆様が損害賠償請求等をなされた場合は、応訴に要する弁護士費用等の争訟費用や、法律上の損害賠償金を個人で負担しなければなりません。

このようなご負担に備えていただくための、「教職員賠償責任保険」へのご加入を是非ご検討ください。

## <お問い合わせ先>

代理店 : 立教ほけんプラザ  
(住所)東京都豊島区西池袋5-10-5 セントポールプラザ3F  
(TEL)03-3985-2769  
【e-mail】hokenplaza@rikkyo.ac.jp

引受保険会社 : 東京海上日動火災保険株式会社  
担当課 : 公務第二部文教公務室  
(住所)東京都千代田区三番町6-4  
(TEL)03-3515-4133

## <事故時の連絡先>

代理店 : 立教ほけんプラザ  
(TEL) 03-3985-2769 (受付: 平日10:00～16:00)

引受保険会社 : 東京海上日動火災保険株式会社  
担当課 : 公務第二部文教公務室  
(TEL) 03-3515-4133 (受付: 平日9:00～17:00)

# 教職員を取り巻く訴訟リスク

教職員の方は、たとえば、下記の事例のような請求がなされた場合、弁護士費用や損害賠償金を個人で負担しなければならないリスクを負っています。

**弁護士費用**

…訴訟に関して弁護士へ支払うべき費用

**損害賠償金**

…訴訟の結果、敗訴した場合に支払う法律上の損害賠償金

等

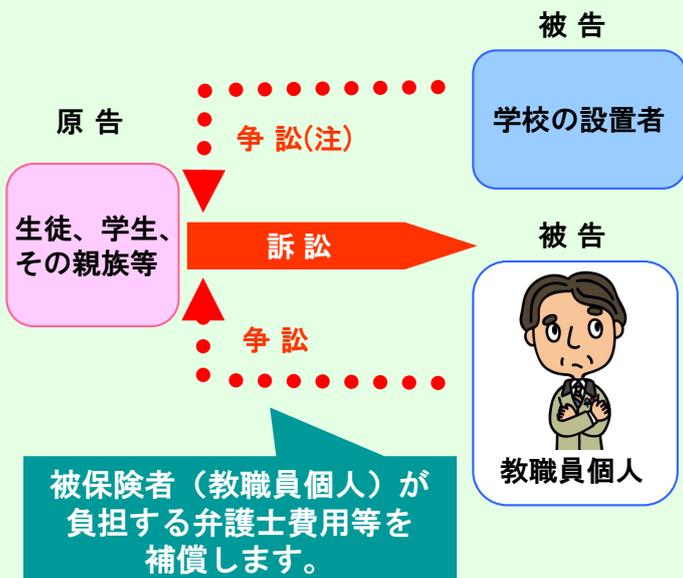
## 民事訴訟

### 事例

- 同級生によってケガを負わされた生徒とその保護者が、担当教員に対して、注意義務違反があったとして損害賠償請求訴訟を提起した
- クラブ活動の練習中に死亡した学生の親族が、顧問の教員に指導上の過失があったとして損害賠償請求訴訟を提起した。

#### 訴訟を提起される時

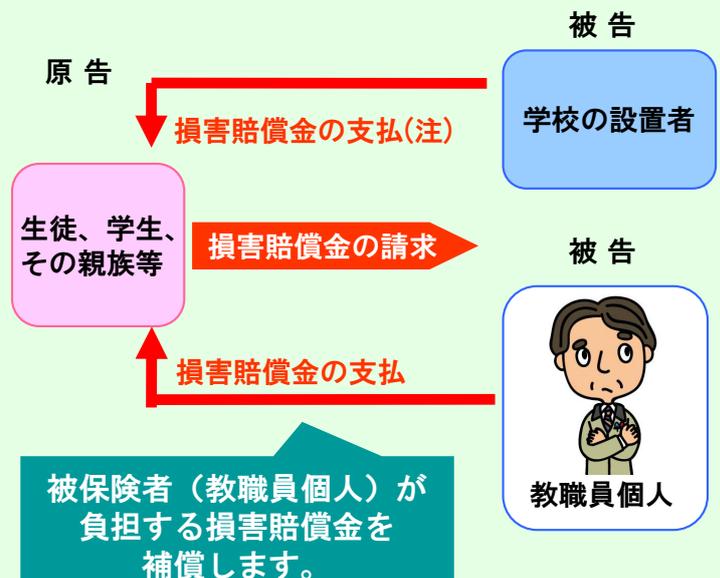
※教職員個人および学校の設置者が訴えられた場合



(注)学校の設置者の争訟費用は、補償対象となりません。

#### 敗訴したとき

※判決により、学校の設置者だけでなく、教職員個人にも損害賠償責任が認められた場合



(注)学校の設置者の損害賠償金は、補償対象となりません。

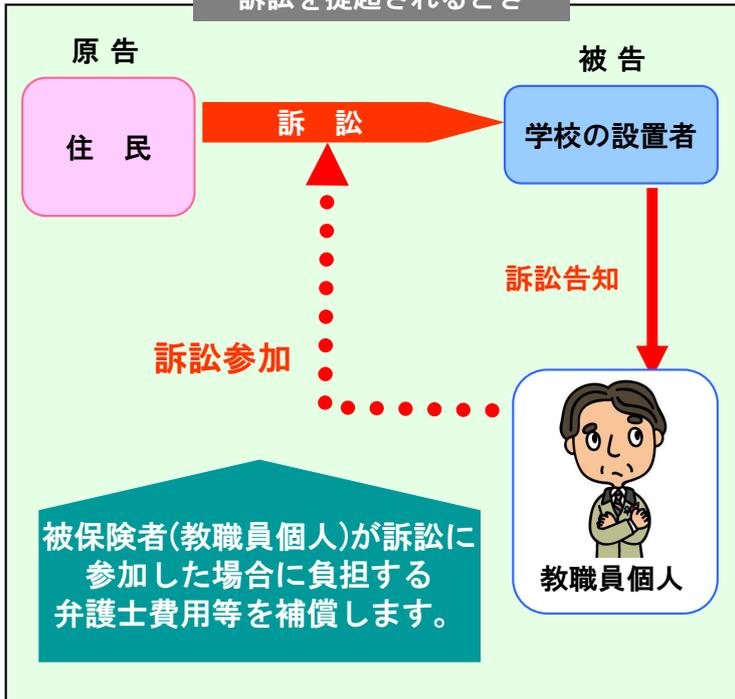
## 住民訴訟

この保険で対象となる住民訴訟※は、地方自治法第242条の2第1項第4号の規定に基づく住民からの請求です。地方公務員である教職員は、その行為に起因して住民訴訟が地方公共団体に対して提起される可能性があります。※住民訴訟は地方公務員の場合につき、学校法人立教学院の勤務員の皆様は関係ございません

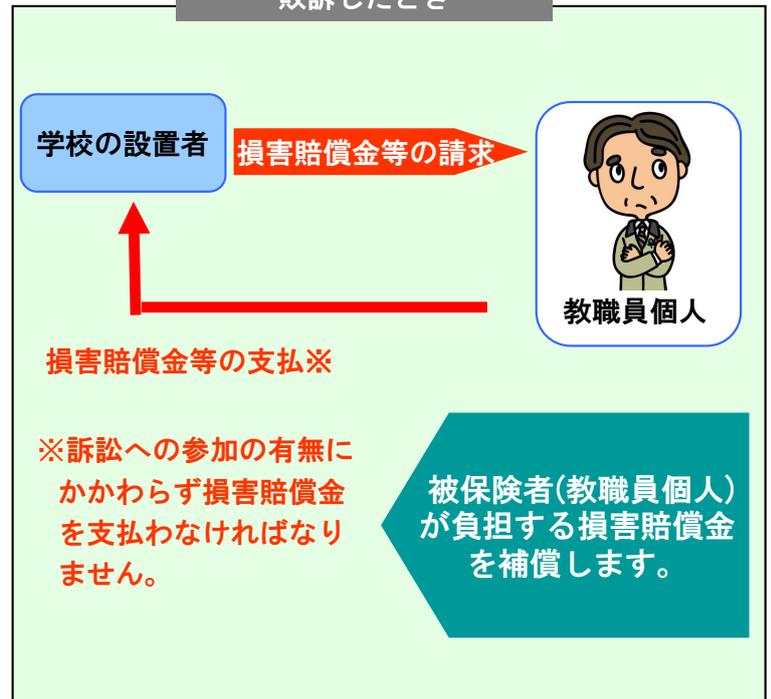
### 事例

- プールの給水口の閉め忘れによって、あふれ出た水が無駄になったとして、住民が、その水道料金額についての損害賠償を求める住民訴訟を提起した。

#### 訴訟を提起される時



#### 敗訴したとき



## 用語解説

- 【被保険者】 : この保険契約において補償を受けることができる方をいいます。  
【教職員】 : 学校教育法に規定する校長および教員ならびに部活動を指導する教育関係の職員をいいます。  
【学校】 : 学校教育法に規定する学校をいいます。  
【学校の設置者】: 次のものをいいます。  
ア. 国。国立大学法人法に規定する国立大学法人および独立行政法人国立高等専門学校機構を含みます。  
イ. 地方公共団体  
ウ. 地方独立行政法人法に規定する公立大学法人  
エ. 私立学校法に規定する学校法人

# 教職員賠償責任保険の内容

## 保険の仕組み

教職員賠償責任保険は、被保険者が教職員業務の遂行に起因する損害賠償請求等を受けた場合において、争訟費用(弁護士費用等)、訴訟対応費用(応訴に必要な文書の作成費用等)または法律上の損害賠償金を支出することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする保険です。また、教職員業務につき行った行為に伴い、他人の身体の障害等が発生した場合の初期対応費用もお支払いの対象となります。

## 保険金をお支払いする場合

保険期間中に日本国内において次のいずれかの請求がなされたことにより、被保険者が被る損害に対して、保険金をお支払いします。

① 損害賠償請求(注1)	被保険者が遂行する教職員業務につき行った行為(不作為を含みます。以下同様とします。)に起因して被保険者に対してなされた損害賠償請求	(注1) 損害賠償請求については、争訟費用および法律上の損害賠償金が補償の対象となります。
② 不当利得返還請求(注2)	被保険者が遂行する教職員業務につき行った行為または受領した給付に起因して被保険者に対してなされた返還請求	(注2) 不当利得返還請求については、争訟費用のみが対象となり、敗訴した場合の「返還金」は対象となりませんので、ご注意ください。
(地方公務員である教職員の場合) ③ 住民訴訟による提訴請求	地方自治法242条の2第1項第4号の規定により被保険者に対して損害賠償請求または不当利得返還請求を行うことを住民が被保険者の所属する地方公共団体の執行機関または職員に対して求める請求	

《ご退職後》

被保険者が保険期間中に教職員でなくなった場合(育児休暇または組合活動への専従により教職員業務に従事しなくなった場合を含みます。)において、保険期間の末日から5年以内に上記①から③の請求を受けたときは、保険金支払の対象となります。ただし、保険期間末日までに保険契約を脱退した場合を除きます。

## お支払いの対象となる損害

この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して約款の規定に従い、保険金をお支払いします。

### ① 争訟費用

請求に関する争訟(訴訟、仲裁、調停または和解等をいいます。)によって生じた費用のうち、引受保険会社の同意を得て支出した費用

《例》

#### ○ 弁護士費用

- ・着手金(訴訟の結果にかかわらず弁護士に支払う費用)
- ・弁護士報酬(結果の成功の程度に応じて、成功報酬として支払う費用)
- ・弁護士相談費用(訴訟に先立って行う法律相談に対する費用 ※)  
※争訟に要する費用に限ります。単なる法律相談の費用は、補償の対象外となります。
- ・弁護士委任費用(訴訟前に調停の申立などの弁護を委任する際に必要となる費用)

等

- 被保険者に関する住民訴訟による提訴請求に、被保険者が訴訟参加することによって生じた費用

等

お支払いの対象となる損害 は、次のページに続きます。

## 用語解説

【教職員業務】 : 教育基本法に規定する教育の目的を実現するために教職員が行う業務をいい、課外活動を含みます。

## ② 法律上の損害賠償金

引受保険会社が同意した法律上の賠償責任に基づく賠償金をいい、次のものを除きます。

- ① 税金、罰金、科料、過料、課徴金
- ② 懲罰的損害賠償金または倍額賠償金(これに類似するものを含みます)の加重された部分
- ③ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された賠償金
- ④ 教職員業務の結果を保証することにより加重された賠償金
- ⑤ 不当利得返還金

## ③ 初期対応費用

被保険者が遂行する教職員業務につき行った行為に伴って、事故(※)が発生した場合に、被保険者がその事故について初期対応を行うために支出した次の費用(その金額および用途が社会通念上妥当と認められるものに限りま)

- ① 事故現場の保存、事故状況の調査・記録、写真撮影または事故原因の調査の費用
- ② 事故現場の取り片付け費用
- ③ 事故現場、身体の障害を被った方の自宅または入院している医療施設に赴くために必要な交通費・宿泊費等の費用
- ④ 通信費
- ⑤ 身体の障害を被った方に対する見舞金(香典を含みます)または見舞品購入費用(被害者1名につき3万円を限度とします)
- ⑥ その他①から⑤までに準ずる費用

(※)「事故」とは、次のアからエまでのいずれかの事由をいいます。

- ア. 他人の身体の障害
- イ. 他人の財物の損壊等
- ウ. 人格権の侵害の原因となると思われる不当行為
- エ. 教職員が行った児童・生徒・学生に対する法的処分もしくは事実行為としての懲戒または調査書等の学業成績の表示。ただし、児童・生徒・学生またはその扶養者の経済的損害の原因となると認められるものに限りま。

## ④ 訴訟対応費用

損害賠償請求、不当利得の返還請求または住民訴訟による提訴請求の訴えが提起された場合に、被保険者が応訴のために支出した次の費用(その金額および用途が社会通念上妥当と認められるものに限りま)

- ① 交通費または宿泊費
- ② 事故の再現実験費用
- ③ 意見書・鑑定書の作成費用
- ④ 相手方当事者または裁判所に提供する文書の作成費用

保険金のお支払い方法は次のとおりです。

### 【争訟費用、損害賠償金】

被保険者ごとに、次のとおり算出された金額をお支払いします。ただし、ご加入された支払限度額がお支払いの限度となります。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{① 争訟費用} + \text{② 法律上の損害賠償金}$$

### 【初期対応費用・訴訟対応費用】

被保険者ごとに、それぞれご加入された支払限度額を限度にお支払いします。

【身体の障害】：傷害、疾病またはこれらに起因する後遺障害もしくは死亡をいいます。

【財物の損壊等】：財物の滅失、破損、汚損、紛失、盗取または詐取をいいます。

【不当行為】：次のいずれかの行為をいいます。

ア. 不当な身体の拘束 イ. 口頭、文書または図画等による表示 ウ. 秘密の漏えい

【人格権の侵害】：不当行為によって発生した他人の自由、名誉またはプライバシーの侵害をいいます。

【支払限度額】：保険会社がお支払いする保険金の上限額をいいます。

## お支払いの対象とならない主な場合

A. 次の事由または行為に関してなされた請求に起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません。

なお、①から⑬までに規定する事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合にこの規定が適用されるものとし、適用の判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。

- ① 職員の募集、採用、配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年、退職、解雇、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的または不利益な取扱い
- ② 職場において行われる性的な言動に対する労働者の対応によりその労働者に不利益を与えることまたはその性的な言動により就業環境を害すること
- ③ 職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を利用して、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えることまたは職場環境を悪化させること
- ④ 公序良俗に反する行為または給付
- ⑤ 被保険者の犯罪行為(過失犯を除きます)
- ⑥ 法令に違反することを被保険者が認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます)行った行為
- ⑦ 被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たこと
- ⑧ 給料、俸給、各種手当、報酬等の給与その他の給付が被保険者に違法に支払われたこと
- ⑨ 被保険者が、公表されていない情報を違法に利用して、株式、公社債等の売買等を行ったこと
- ⑩ 他人に対する違法な利益の供与
- ⑪ 被保険者が公務員としてその事務を処理するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して行った窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為
- ⑫ 公務員(法令の規定により公務員とみなされる者を含みます)に対する違法な公金の支出
- ⑬ 供応接待、娯楽または遊興飲食に対する違法な公金の支出

B. この保険では、次の請求に起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません。

なお、これらの免責規定は、次の事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず適用され、それらがあつたとの申立てがある場合には、保険金をお支払いできません。

- ① 保険証券記載の遡及日より前に学校の設置者に対して提起されていた訴訟の中で申し立てられていた事実と同一または関連する事実起因する請求
- ② この保険契約の保険期間の初日において、被保険者に対する請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます)に、その状況の原因となった行為に起因する一連の請求
- ③ この保険契約の保険期間の初日より前に被保険者に対してなされていた請求の中で申し立てられていた事実起因する一連の請求
- ④ 医療行為等法令により特定の有資格者以外行うことが禁じられている所定の行為に起因する請求
- ⑤ 学校の設置者または他の被保険者からなされ、またはこれらの者が関与してなされた請求(求償を含みます)。ただし、次のいずれかの場合を除きます。
  - ア. その請求以外に被保険者とこれらの者との間に利害関係がないと判断される場合
  - イ. 学校の設置者が住民訴訟による提訴請求の結果として被保険者に対して請求(求償を含みます)を行う場合
  - ウ. 学校の設置者が国家賠償法第1条第2項に基づいて被保険者に対して求償権を行使する場合

C. 次の事由によって生じた損害には、保険金をお支払いできません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他類似の事変または暴動
- ② 地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ③ 核燃料物質(使用済燃料を含みます)もしくはこれによって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます)の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性による事故(ただし、医学的・産業的な利用に供される放射性同位元素が、法令に従って使用・貯蔵・運搬されている間に生じた原子核反応、原子核の崩壊・分裂による損害を除きます)
- ④ 汚染物質の排出・流出・いつ出・漏出もしくは放出もしくは廃棄物の不法投棄もしくは不適正な処理またはそれらのおそれ
- ⑤ 汚染浄化費用またはこれによる損失
- ⑥ 自動車、原動機付自転車、航空機、施設外における船・車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます)・動物の所有、使用または管理
- ⑦ サイバー攻撃

等

※ ここでは主な場合のみを記載しております。詳細は、保険約款でご確認ください。

## 保険期間

2025年4月1日午後4時から2026年4月1日午後4時  
※中途加入の場合は午前0時からの補償となります。

## 補償タイプ

<1被保険者あたり>	支払限度額	
	争訟費用	1請求・保険期間中
法律上の損害賠償金		
初期対応費用	1事故・1請求	300万円
	うち見舞費用	1名 3万円
訴訟対応費用	1事故・1請求	300万円
年間保険料	1被保険者あたり	8,640円

(注1): 免責金額は、ありません。

(注2): 中途加入の場合、保険料が異なりますので、立教ほけんプラザまでご照会ください。

## 加入対象者

学校法人立教学院 教職員の皆様

## 加入方法

- 加入締切日 2025年3月14日(金)
- 加入手続き方法 右のグーグルフォームよりお申込みください。
- 保険料振込期日 2025年3月21日(金)



※紙の加入依頼書でのご加入をご希望の方は、立教ほけんプラザまでご連絡ください。

<https://forms.gle/runQsnXpS47zp5gi9>

## 保険料振込先

三井住友銀行 池袋支店

普通預金 3320069

(株)立教オフィスマンジメント

※振込人名は加入者様名義でお願いします。

※2025年4月1日以降、口座名義が(株)立教企画へ変更になります。

## 加入者証

保険契約成立後、加入者証を加入者様宛に郵送いたします。

## <もし事故が起きたときは>

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、請求者の氏名、被保険者が最初に請求を知った時の状況、申し立てられている行為、原因となる事実その他の必要事項について、書面でご契約の代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。

## <示談交渉サービスは行いません>

この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、被保険者ご自身が、保険会社の担当部署からの助言に基づき被害者との示談交渉を進めていただくこととなりますので、ご承知置ください。また、保険会社の同意を得ずに被保険者側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

## <保険金請求の際のご注意>

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が弊社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、弊社に対して保険金をご請求いただくことができます(保険法第22条第2項)。

このため、弊社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、弊社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

## ご加入の際のご注意

### <告知義務>

ご加入の際、★告知事項申告欄や他の保険契約等または☆加入者名の事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。※代理店には、告知受領権があります。

### <通知義務>

ご契約後に被保険者の氏名に変更が生じることが判明した場合はその内容を、被保険者が教職員でなくなった場合はその日を、すみやかにご契約の代理店または弊社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。通知義務の対象ではありませんが、ご契約者の住所等を変更した場合にも、ご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

## <ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について>

- (1)ご加入時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。
- (2)ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって加入した場合は、ご加入は無効となります。
- (3)以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
  - ・ご契約者または被保険者が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
  - ・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
  - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合 等

## <他の保険契約等がある場合>

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

### 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

### 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合

損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

### <加入者証>

加入者証が届くまでの間、パンフレット等に加入内容を記録し保管してください。ご加入後、1か月経過しても加入者証が届かない場合は、引受保険会社にご照会ください。加入者証が届きましたら、加入内容が正しいかご確認くださいませようお願いします。

### <代理店の業務>

代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、引受保険会社代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

### <保険会社破綻時の取扱い>

引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(\*)またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

(※)保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

(\*)外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

**この保険は、学校法人立教学院を契約者とし、所属する教職員の皆さまを記名被保険者とする教職員賠償責任保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は学校法人立教学院が有します。**

このご案内書は、教職員賠償責任保険およびこれに付帯する特約条項の概要をご紹介します。教職員賠償責任保険に関するすべての事項を記載しているものではありません。詳細につきましては、引受保険会社からご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款および付帯する特約条項をご確認ください。保険約款等の内容の確認をご希望される場合には、団体までご請求ください。また、保険金のお支払条件・ご加入手続き、その他、ご不明な点がありましたら、ご遠慮なく代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

なお、パンフレットにはご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読の上、加入者証とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

## 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。  
(<https://www.sonpo.or.jp/>)



0570-022808

通話料  
有料

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間: 平日 午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)